

市バス・地下鉄 安全報告書

名古屋市交通局

Transportation Bureau City of Nagoya



令和8年7月

目 次

1	安全報告書の公表にあたって.....	1
2	輸送の安全の確保に関する基本的な方針等.....	2
2-1	安全方針.....	2
2-2	輸送の安全に関する目標.....	2
2-3	安全重点施策.....	2
3	安全管理の体制と方法.....	3
3-1	安全管理の体制.....	3
3-2	安全管理の方法.....	4
4	市バス事業.....	6
4-1	輸送の安全に関する目標.....	6
4-2	安全性向上のための取り組み.....	7
4-3	自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数.....	15
4-4	中部運輸局からの行政処分等.....	15
5	地下鉄事業.....	18
5-1	輸送の安全に関する目標.....	18
5-2	安全性向上のための取り組み.....	19
5-3	鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数.....	25
6	輸送の安全に関する内部監査.....	26
7	運輸防災マネジメント.....	27
8	お客さま・地域の皆さまとの連携.....	29
8-1	お客さまの声.....	29
8-2	地域の皆さまとの連携.....	29
8-3	交通局からご利用の皆さまへのお願い.....	31
	〈参考資料〉.....	32
	資料1-1 令和7年度 安全重点施策.....	33
	資料1-2 令和8年度 安全重点施策.....	35
	資料2 令和7年度 研修実施状況.....	37

1 安全報告書の公表にあたって

日ごろから、市バス・地下鉄をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この安全報告書は、道路運送法第29条の3及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7、鉄道事業法第19条の4及び同法施行規則第36条の9に基づき、名古屋市交通局の市バス・地下鉄事業において、輸送の安全確保のために令和7年度に講じた措置及び令和8年度に講じようとする措置についてまとめたものです。

市バスは767km、地下鉄は6路線93kmの路線網を有し、市バスと地下鉄が一体的なネットワークを形成し、市民・利用者の皆さまにとって身近で利用しやすい交通手段として、両事業あわせて1日約163万人のお客さまにご利用いただくなど、名古屋市における重要な交通手段としての役割を果たしています。

今後もこの役割を果たしていくため、令和6年3月に策定した「名古屋市営交通事業経営計画2028」を着実に推進することで、交通事業者としての最大の使命である安全・安心な輸送サービスの提供に、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

令和7年度は、市バス・地下鉄のいっそうの安全を目指して、市バス事業においては、バス車両への安全装置の導入などをすすめ、地下鉄事業においては、鶴舞線可動式ホーム柵の順次供用開始と駅構内カメラや地下鉄車内カメラの設置、さらには浸水警報装置の設置などの安全のための設備投資を実施しました。

引き続き、安全に関する諸施策に取り組むとともに、両事業ともに発生させてしまった事故・故障に対しては、しっかりと分析を行い、原因を究明した上で、有効な対策を講じて再発防止に努めてまいります。

令和8年度は、9月から10月にかけて「アジア競技大会」と「アジアパラ競技大会」が開催されることから、職員一人ひとりが、安全意識とコンプライアンス意識をこれまで以上に高く持ち、市民・利用者の皆さまから一層の信頼をいただけるよう取り組んでまいります。

そのためにも、法令・規則等のルール・手順の厳守を徹底するとともに、コミュニケーションの活性化を図ることで、ヒューマンエラーの防止と異常の早期把握につなげ、組織一体となった安全管理体制の強化を推進してまいります。

名古屋市交通局長
増田 実

2 輸送の安全の確保に関する基本的な方針等

2-1 安全方針

交通局では次のように安全方針を制定し、全職員が常に安全最優先の意識を徹底するよう促し、安全確保の取り組みを推進しています。

名古屋市交通局安全方針

職員一人ひとりが、お客さまへの安全な輸送の提供が最大の使命であることを深く認識し、安心してご利用いただける“安全・安心な市バス・地下鉄”をめざします。

- 1 安全最優先を徹底します
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります
- 3 安全を守るための取り組みを絶えず見直し改善します

2-2 輸送の安全に関する目標

市バス事業、地下鉄事業それぞれで輸送の安全に関する目標を定め、輸送の安全性向上に取り組んでいます。詳しくは「4 市バス事業」「5 地下鉄事業」をご覧ください。

2-3 安全重点施策

令和7年度は、次の安全重点施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組みました。

- 1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります
- 2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます
- 3 取り組み状況を点検し、改善策を考え実行します
- 4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります
- 5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

令和8年度においても、引き続き、安全重点施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組んでいます。

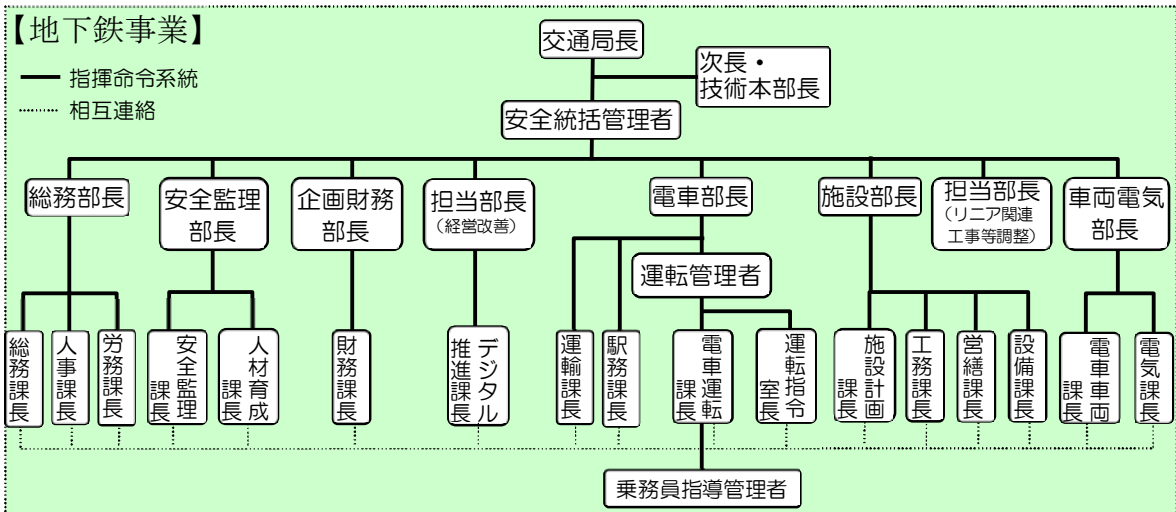
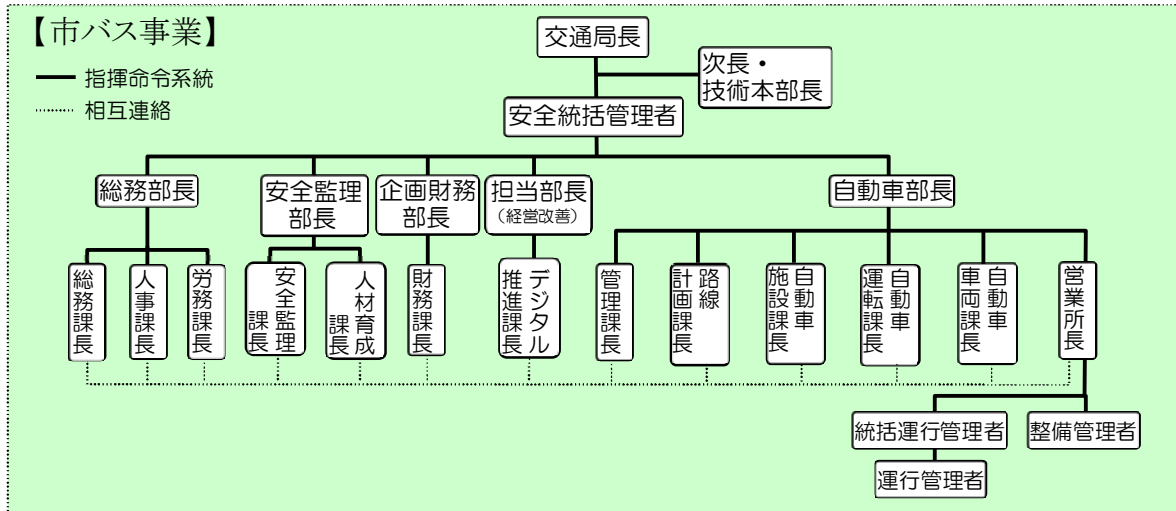
詳細については、巻末の参考資料1-1、1-2(P33～36)をご覧ください。

3 安全管理の体制と方法

3-1 安全管理の体制

「自動車安全管理規程」及び「高速電車安全管理規程」を制定し、各管理者等の役割を明確にして、次の組織体制のもと安全性向上に取り組んでいます。

(令和8年4月1日現在)



【管理者等の役割】

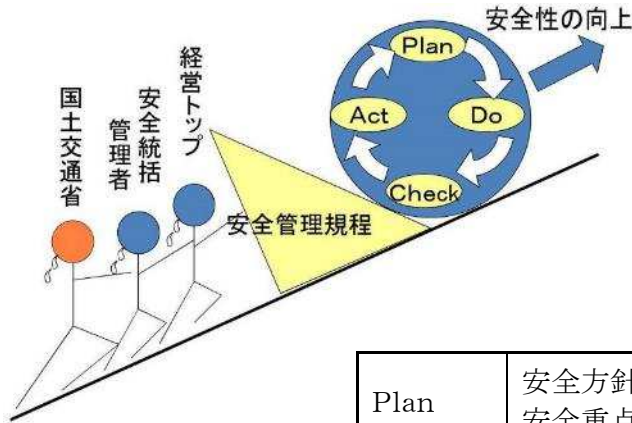
(令和8年4月1日現在)

【交通局長】 市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う	
【次長・技術本部長】 市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関して、交通局長を補佐する	
市バス事業	【安全統括管理者（次長）】 市バス事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【統括運行管理者】 営業所長の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する
	【運行管理者】 営業所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する
	【整備管理者】 営業所長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する
地下鉄事業	【安全統括管理者（技術本部長）】 地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【運転管理者】 安全統括管理者を補佐し、運転に関する業務を統括する
	【乗務員指導管理者（運転区長）】 運転管理者の指揮のもと、運転士及び車掌の適性、知識及び技能の保持に関する業務を管理する

3 安全管理の体制と方法

3-2 安全管理の方法

安全性向上のための各種取り組みは、PDCAサイクルを活用して進めています。



Plan	安全方針、輸送の安全に関する目標、安全重点施策等の策定
Do	策定した安全重点施策等の実施
Check	目標の達成状況、安全重点施策の進捗状況などの点検
Act	点検結果に基づく見直し・改善

(1) 安全管理に関する会議

安全に関する取り組みの継続的な改善のため次のような会議を開催しています。

ア 事故総合対策検討委員会

交通局長を会長とし、事故等の防止対策や安全確保の取り組みの推進について議論しています。



イ 事故等調査検討部会(市バス、地下鉄)

それぞれの安全統括管理者を部会長とし、市バス、地下鉄の事故等の原因の究明や対策について議論しています。

(2) 幹部職員と現場職員とのコミュニケーション

年間を通し、交通局長、安全統括管理者等が現場を巡視し、現場職員と意見交換を行うなど、コミュニケーションの活性化に努めています。



3 安全管理の体制と方法

(3) 運輸安全マネジメント管理者研修

管理職員の安全意識の向上や力量アップを図って、外部講師による講演会等を実施しています。

令和7年度は、「リスク感度の向上に向けて」をテーマにした安全講演会を実施しました。

(4) ヒヤリ・ハット情報の収集と活用

重大事故の未然防止のため、ヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、活用しています。



ヒヤリ・ハット会議



分析実技研修



ヒヤリ・ハットマップでの情報共有

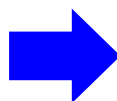
また、「ヒヤリ・ハット等対策費」として予算を計上し、ヒヤリ・ハット情報に加え、令和5年5月からは発生した事故に関しても、必要性又は有用性の観点から、直ちに若しくは速やかに措置の必要があると判断したものについて、事故の未然防止策および再発防止策を講じています。

ヒヤリ・ハット等対策費の活用事例



(対策前)

星ヶ丘バスターミナル



(対策後)

横断歩行者に対する注意喚起のため
横断幕を設置

(5) 事故・災害発生時の職員による応援

職員が市バス・地下鉄の事故・災害に遭遇し、お客さまの救護等に従事する際に、自ら交通局の職員であることを明示する「事故・災害時応援用ステッカー」を作成し、全職員に配付しています。

4 市バス事業

4-1 輸送の安全に関する目標

(1) 令和7年度の目標と件数

有責事故件数及び車両故障件数を削減する

区 分		目 標	件 数
有責事故	有責事故	237件以下	309件 【194件】
	三事故(発進反動・追突・扉挟撃)	21件以下	32件
	構造物等との事故	60件以下	90件
車両故障	車両故障(整備担当非責除く)	34件以下	35件
	車齢10年以上の車両における通常故障 ※	18件以下	23件
	作業ミス故障	0件	2件

・目標設定の基礎として用いた令和6年度の件数は、令和7年4月11日時点の件数

・件数欄の【 】は、自動車保険適用件数(内数)

※一般的な機器の故障による車両故障の事で、作業ミスや整備担当非責(リコール等)による故障を除いたもの

重傷事故	自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号及び第3号に定める傷害を生じさせた事故
車両故障	車両装置の故障により自動車が運行できなくなった事案(不可抗力による破損を除く)

(2) 令和8年度の目標

有責事故については、令和7年度は令和6年度とほぼ同数であったものの、営業所により増減があること、担当する運行路線や道路状況等の特徴が異なることから、各営業所が取り組むべき事項と目標を設定し、それらを集計したものを目標件数としました。

また、重大事故につながりかねない横断歩行者や自転車乗り(並進)との事故を撲滅することと、対車両・構造物等との接触・衝突事故を削減していくことを目指します。

車両故障については、車齢10年以上の車両における通常故障の削減を重点的な取り組みとして掲げ、故障の発生状況や傾向の分析、原因の把握を進め、よりの確な予防措置を行うことにより、件数の削減に努めていきます。

有責事故件数及び車両故障件数を削減する

区 分		目 標
有責事故	有責事故	267件以下
	横断歩行者や自転車乗り(並進)との事故	0件
	対車両・構造物等との接触・衝突	対車両 120件以下 構造物等 78件以下
車両故障	車両故障(整備担当非責除く)	34件以下
	車齢10年以上の車両における通常故障 ※	18件以下
	作業ミス故障	0件

・目標設定の基礎として用いた令和7年度の件数は、令和8年4月10日時点の件数

※一般的な機器の故障による車両故障のことで、作業ミスや整備担当非責(リコール等)による故障を除いたもの

4 市バス事業

4-2 安全性向上のための取り組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、ルール・手順厳守のための取り組みはもとより、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

(1) ルール・手順厳守のために

日々の業務の中で、点呼でのアルコールチェックや車両の点検を行い、法令遵守の徹底と安全運行の確保に努めています。

また、役職者による現場巡視、車両への添乗などを通じ、基本動作の徹底に努めています。



アルコールチェック



乗車前の車両点検

(2) 教育・訓練

令和7年度の以下の取り組みを踏まえ、令和8年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

ア 研修

年間を通じ、助役、運転士、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。

研修の実施状況については、巻末の参考資料2をご覧ください。



外部教育機関の実車コースでの研修



技術専門研修

(ア) グループワーク研修

職員同士が安全運行に向けた課題や対策を話し合うことを通じて、安全意識の向上を図るためのグループワーク研修を実施しています。

4 市バス事業

(イ)外部研修機関の講師による実技研修

安全運転及び事故防止意識の更なる向上を図るため、旅客自動車の運転士を対象とした研修を専門としている外部研修機関の講師(交通心理士)による、交通心理学に基づいた事故防止のための実技指導等を実施しています。



運転特性の把握と実技指導

イ 訓練

(ア)水防訓練・防災訓練・津波防災の日訓練

梅雨や台風シーズンを前に、例年5～6月に水防訓練を実施しています。また、「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、例年8～9月に防災訓練を実施し、災害に備えています。

また、津波防災の日訓練において、バス運行総合情報システムによる緊急地震速報受信対応訓練を実施しました。



地震発生時の対応訓練

(イ)年末年始安全総点検期間中(12～1月)の訓練

年末年始安全総点検期間中に、バスジャック発生時の対応訓練をマニュアルに沿って実施するほか、バスの乗降口が塞がってしまった場合を想定し、後方の非常扉から乗客に降車いただくお客さまの避難誘導訓練など、非常事態に備えた各種訓練を行いました。

また、道路上でのタイヤパンク発生を想定したフロントタイヤ交換訓練を行いました。



お客さまの避難誘導訓練



タイヤ交換訓練

4 市バス事業

(ウ)体験型訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、市バスに乗っている際に、事故や火災など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、乗降扉や非常扉を実際に操作する訓練を実施しています。



非常扉の操作



非常扉の開閉



乗降扉の手動操作



運転席での扉開閉操作

ウ 研修用教材の活用

研修用のバス車両に設置したシステム・機器や、研修所の安全学習室を活用し、運転士の運転技能や安全意識等の向上に役立っています。

(ア)視線計測装置

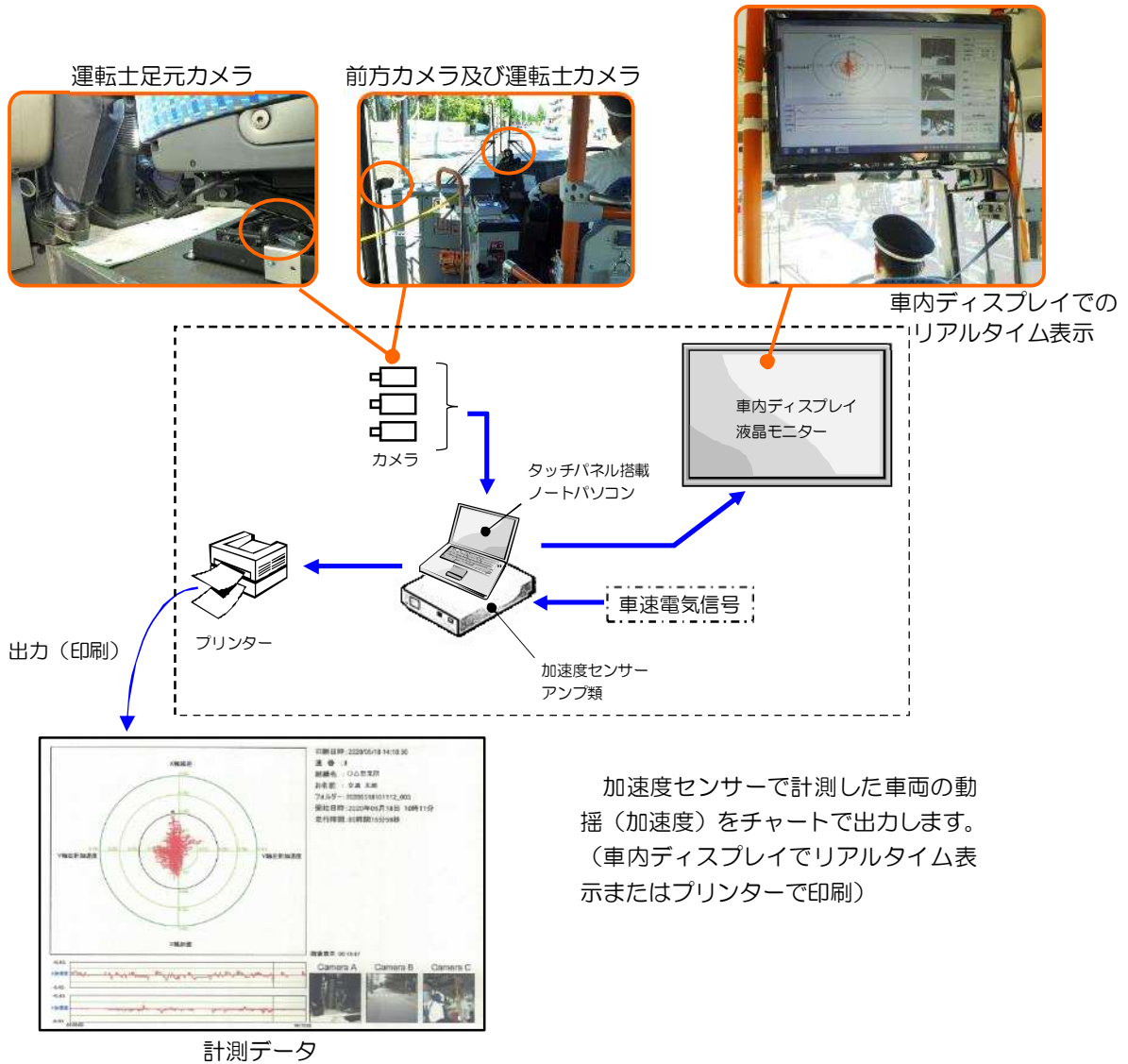
視線計測装置でとらえた運転士の注視点をドライブレコーダーの映像に取り込み、その映像を運転士と確認しながら、走行中の状況に応じて確認がしっかりできているか検証することにより、事故防止に対する指導・教育に役立っています。



4 市バス事業

(イ)バス加速度モニターシステム

研修用のバス車両に設置した加速度センサーにより、運転操作時の急加速、急減速、急ハンドルなどの車両の動揺を計測・記録します。その結果をもとに教育することで運転士の安全運転技能の習得に役立てています。



(ウ)安全学習室

過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるなど、様々な職員教育に活用しています。



4 市バス事業

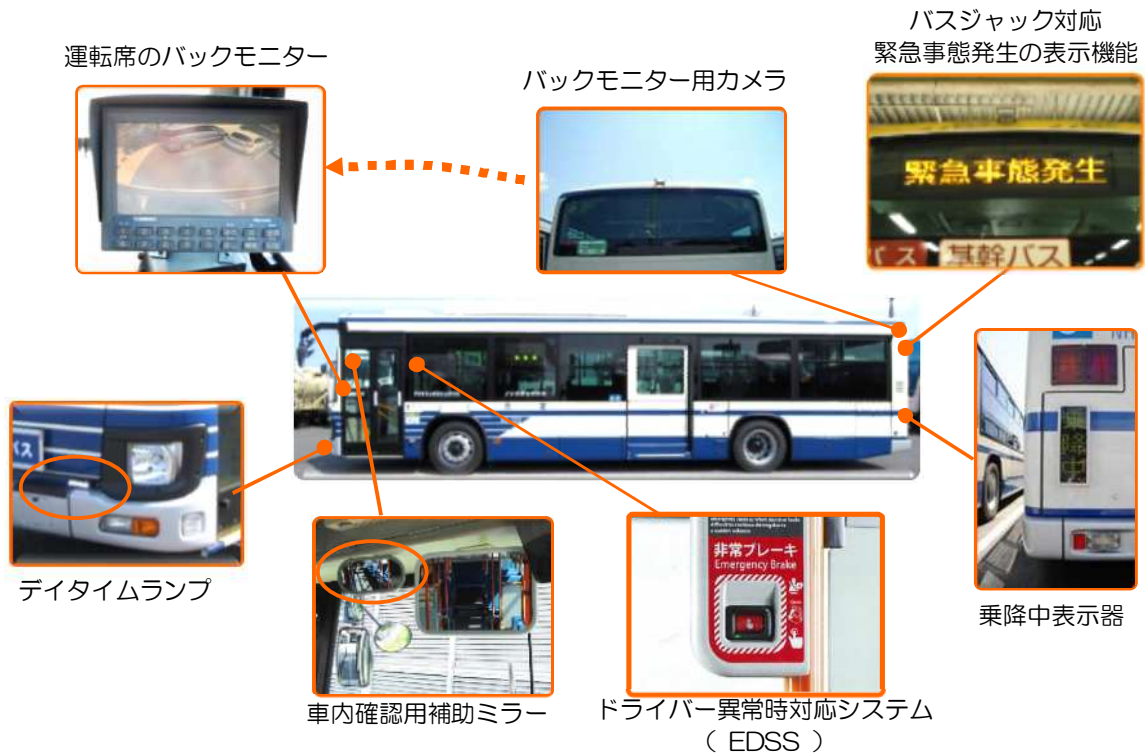
(3) 安全のための設備等

令和7年度は、安全対策に約27億円を投資しました。
引き続き、安全対策を進めていきます。

ア バス車両

バス車両更新の際には、各種の安全設備を装備したノンステップバスに順次更新しており、令和7年度は107両更新しました。令和8年度は、101両を更新する計画です。(全車両ノンステップバス)

なお、令和元年度の更新から、ドライバーに異常が発生した際に、作動スイッチを押すことで、車内外へ異常状態を報知するとともに、車両の減速を行い停車させる、ドライバー異常時対応システム(EDSS)を装備しています。



イ 安全確認放送装置

自転車利用者や歩行者との事故を防止するため、車両に安全確認放送装置を全車両に設置しています。

運転席横の起動スイッチを押すと、やさしい音色でバスの接近を周囲の自転車利用者等に知らせることができます。



4 市バス事業

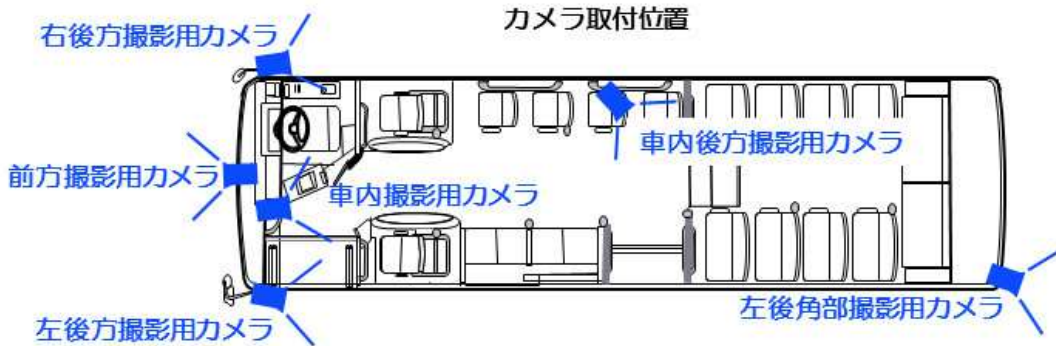
ウ 液晶式停留所名表示器

市バスに不慣れな方にも安心してご利用いただくため、ピクトグラムを活用した乗換案内、4つ先までの停留所名を表示する経路地案内、車内事故防止案内など、わかりやすい案内が行える液晶式停留所名表示器を順次設置します。



エ デジタルタコグラフ付ドライブレコーダー

運行中の加速度・減速度などのデータと、運行中の車内外の様子を記録するデジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを全車に装備しています。



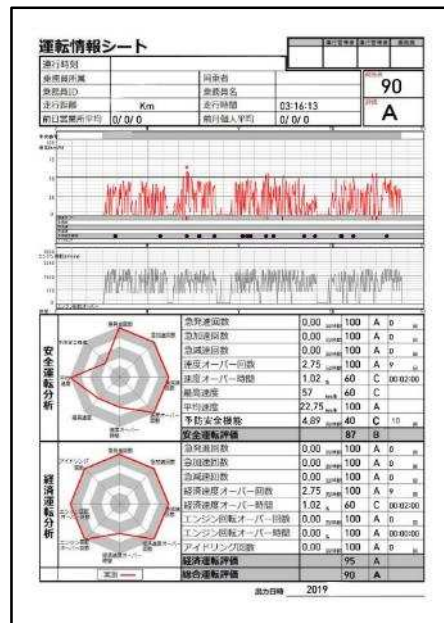
デジタルタコグラフのデータ
による運転日報

ドライブレコーダー映像の解析



事故やヒヤリ・ハット事例などの発生時の映像を収集し、運転士の指導等に活用しています。

※ドライブレコーダーで収集した映像は、名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理、運用しています。



運転日報により、運転士は自らの運転操作を客観的に振り返り、一層の安全運転とエコドライブに努めています。

4 市バス事業

オ 運行支援システム

安全かつ適正に運行するため、画像や音声により運転士をサポートする「運行支援システム」を全車両に装備しています。

このシステムの主な機能は次のとおりです。



(ア)ダイヤ一括登録機能

指定されたダイヤ呼出番号を運行前に入力することにより、スタッフダイヤ板に表示されている複数の運行路線を一括して登録します。行先表示などを個々に設定する際に生じやすい入力作業の誤りを防止します。



(イ)遅早発防止機能

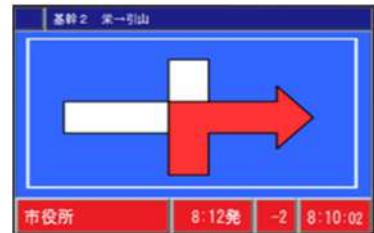
始発停留所の発車1分前に音声で注意喚起することにより遅発を防止します。

また、発車時刻になっていない停留所を赤色で表示し、この状態で乗降扉を閉めるとブザーで注意を促して、早発を防止します。



(ウ)進路指示機能

バス路線の分岐点など、運行上注意を要する場所をあらかじめ登録しておき、そこにバスが近づくと、進行方向や停留所の位置などを画像や音声で示して、路線誤りなどの運行ミスを防止します。



カ バス車両への安全装置導入

運転士にとって死角となる左側方を映像で確認するモニター、前扉を開けたままでの発車を防ぐ動力遮断装置を令和7年度は107両に導入しました。

令和8年度もバス車両の更新にあわせて101両に導入する計画です。

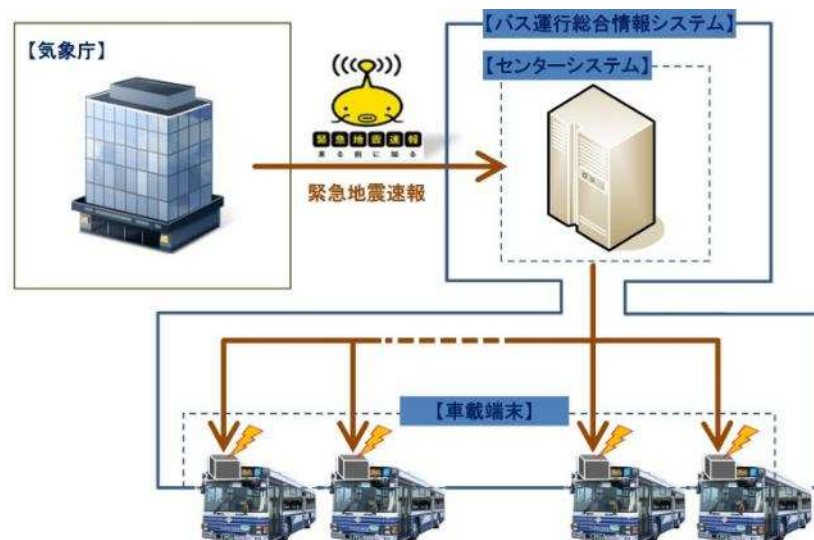


4 市バス事業

キ バス運行総合情報システム

バス車両の現在位置の把握やバス営業所とバス車両との通話等による連絡のほか、緊急地震速報を全車両に配信する機能などを備えており、災害時などにも安全な運行を確保するためのシステムです。

なお、当システムの安定稼働のため、令和2年度からシステム更新に向けた構築を行い、令和4年度に新システムへ更新しました。



ク 車両整備用ツインリフトの更新

バス車両の整備作業を安全かつ効率的に行うため、営業所の車両整備用ツインリフトを順次更新しています。



ケ 積雪時等の安全対策

積雪時や路面凍結時の安全を確保するため、全車両にスタッドレスタイヤまたはタイヤチェーンを導入しています。

また、雪道等での運転操作やタイヤチェーンの脱着手順等について、全運転士を対象に研修を行い、降雪時等の輸送の安全の確保に努めています。



4 市バス事業

4-3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数

令和7年度に発生した事故等のうち、国土交通省令(自動車事故報告規則)に基づき国へ届け出た件数は120件でした。

区 分	根拠規定	件 数	備 考
死者又は重傷者を生じたもの	第3号	8件	全て重傷者
操縦装置又は乗降扉の不適切な操作により、 旅客に傷害が生じたもの	第7号	33件	
運転士の疾病により、事業用自動車の 運転を継続することができなくなったもの	第9号	36件	
車両装置の故障により 自動車が運行できなくなったもの	第11号	43件	整備担当非責 8件を含む。
合 計		120件	

4-4 中部運輸局からの行政処分等

令和7年度は、中部運輸局から2件の行政処分等を受けました。

1	愛運整第818号	<ul style="list-style-type: none"> 登録番号「名古屋 200 か 2054」の特定整備作業(エア・ドライヤー パージバルブ交換)に重大な瑕疵があった。 整備主任者の特定整備に関する統括管理不備
	適用事項	道路運送車両法第90条、第91条の3
	行政処分等	文書警告

4 市バス事業

2-1	中運自監旅第110号 (猪高営業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた ・点呼の記録に事実と異なる記載をしていた ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった
	適用事項	道路運送法 第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、 第24条5項、第48条の3
	行政処分等	車両使用停止 130日車
2-2	中運自監旅第110号 (御器所営業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった ・主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった
	適用事項	道路運送法 第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、 第48条の3、第38条第1項
	行政処分等	車両使用停止 80日車
2-3	中運自監旅第110号 (鳴尾営業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった
	適用事項	道路運送法 第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、 第48条の3
	行政処分等	車両使用停止 70日車
2-4	中運自監旅第110号 (緑営業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた ・運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。 ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった
	適用事項	道路運送法 第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、 第21条第1項、第48条の3
	行政処分等	車両使用停止 70日車、文書警告

4 市バス事業

2-5	中運自監旅第110号 (稲西営業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた ・点呼の記録に事実と異なる記載をしていた ・点呼の実施が不適切であった ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった ・主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった
	適用事項	道路運送法 第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、 第24条第1項、第2項、第5項、 第48条の3、第38条第1項
	行政処分等	車両使用停止 130日車、文書警告
2-6	中運自監旅第110号 (中川営業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた ・点呼の記録に事実と異なる記載をしていた ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった
	適用事項	道路運送法 第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、 第24条第5項、第48条の3
	行政処分等	車両使用停止 130日車
2-7	中運自監旅第110号 (如意営業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた ・業務の記録の記録事項が不適切であった ・点呼の記録の記載事項が不適切であった ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった
	適用事項	道路運送法 第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、 第24条第5項、第48条の3
	行政処分等	車両使用停止 70日車、文書警告

中運自監旅第110号の行政処分とあわせ、道路運送法第27条第4項の規定に基づく輸送の安全確保命令を受けたことから、命令に従い、違反事実の改善及び再発防止策を講じるとともに、改善及び実施状況を中部運輸局へ報告しています。

5 地下鉄事業

5-1 輸送の安全に関する目標

(1) 令和7年度の目標と件数

当局の責任によって生じる運転事故・営業事故・輸送障害をゼロにする

区分	件数および状況	
運転事故	<p>お客さまが乗車途中で、閉扉操作を行ったことで、お客さまを閉まる扉により負傷させたもの。 →全乗務員に対して、ホームモニタでの十分な安全確認を行ったうえで細心の注意を払って扉操作を行うよう、注意喚起を行いました。</p> <p>お客さまが降車中に、閉扉操作を行ったことで、お客さまを閉まる扉により負傷させたもの。(2件) →全乗務員に対して、ホームモニタでの十分な安全確認を行ったうえで細心の注意を払って扉操作を行うよう、注意喚起を行いました。</p> <p>駅到着時に開扉操作を行ったが、完全開扉する前に閉扉操作を行ったことで、お客さまを閉まる扉により負傷させたもの。 →全乗務員に対して、十分な安全確認を行ったうえで細心の注意を払って扉操作を行うよう、注意喚起を行いました。</p> <p>お客さまが乗車しようとした際に、閉扉操作を行ったことで、お客さまを閉まる扉により負傷させたもの。 →全乗務員に対して、ホームモニタでの十分な安全確認を行ったうえで細心の注意を払って扉操作を行うよう、注意喚起を行いました。</p> <p>駅進入時に、車内非常通報装置が動作し、まもなく駅到着にもかかわらず慌てて非常ブレーキを動作させたことで、お客さま同士が接触し転倒したことにより、負傷させたもの。 →全乗務員に対して、異常時でも落ち着いて行動するよう、注意喚起を行いました。</p>	6件
営業事故	<p>ホーム設置の旅客案内サインの鉄枠が落下し、お客さまに接触したことにより、お客さまを負傷させたもの。 →サイン枠下端の枠を固定するねじがなくなっており、下方から加わった何らかの力により脱落したものと考えられるため、全駅でサイン枠の点検を行い業者への指導や、サイン枠の設置状況の確認を強化しました。</p>	1件
輸送障害	<p>線路上の列車を検知するために線路を区切っている絶縁部の不良により、進行信号が出なくなり、列車に運休と遅延が生じたもの。(2件) →絶縁部の清掃、点検を行うことにより再発防止に努めました。</p>	2件
合計		9件

運転事故	国土交通省令(鉄道事故等報告規則)に定める鉄道運転事故及び当局の高速電車事故報告手続規程に定める死傷事故
営業事故	駅業務に関係して発生した事故 など
輸送障害	鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態

(2) 令和8年度の目標

当局の責任によって生じる運転事故・営業事故・輸送障害をゼロにする

5 地下鉄事業

5-2 安全性向上のための取り組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、ルール・手順厳守のための取り組みはもとより、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

(1) ルール・手順厳守のために

毎日の業務で、出勤時・退勤時に点呼を行っています。その際、アルコール検知器による点検を行い、飲酒運転の根絶に取り組んでいます。

その他、役職者による現場巡視、列車への添乗などを通じ、基本動作の徹底に努めています。



出退勤点呼



アルコールチェック

(2) 教育・訓練

令和7年度の以下の取り組みを踏まえ、令和8年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

ア 研修

年間を通じ、助役、乗務員、駅務員、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。

講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。

研修の実施状況は、巻末の参考資料2をご覧ください。



高圧・特別高圧電気を取り扱う職員の実習

イ 訓練

(ア)水防訓練・防災訓練・津波防災の日訓練

梅雨や台風シーズンを前に、例年、5～6月に「水防訓練」、8～9月に「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として「防災訓練」を実施しています。また、11月には「津波防災の日訓練」として大津波警報に伴う対応訓練を実施し、災害発生に備えています。



止水板立上げ訓練（水防訓練）



防潮扉閉鎖訓練（水防訓練）



情報伝達訓練（津波防災の日訓練）

5 地下鉄事業

(イ)防犯訓練等

年間を通じて、関係機関(警察・消防や他鉄道事業者など)との合同訓練や、地下鉄各駅に配備している「さすまた」や「防護盾」を使用した講習を実施しています。

また、令和3年度の他鉄道での列車内傷害事件の多発を受け、以降、地下鉄車両を使用した警察・消防と連携する実践的な防犯訓練も毎年度行っています。



関係機関との合同訓練



「さすまた」を使用した講習



お客様の避難誘導訓練



警察による不審者確保訓練



駅係員による不審者対応訓練

5 地下鉄事業

(ウ)各部門が連携した訓練

年に1回、局内の各部門が連携した訓練を実施しています。

令和7年度は、「地下鉄事故復旧総合訓練」として、藤が丘工場にて地震発生による脱線車両からの乗客の避難誘導や、軌道、施設、車両、電気の各設備を復旧する訓練を実施しました。

部門ごとの対応手順や部門間の連携を実地で確認する重要な訓練として、引き続き実施していきます。

訓練の実施状況



避難誘導



連結運転



軌道点検



側壁点検



脱線復旧



電気設備点検

(エ)体験型訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、駅でお客さまの転落など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、電車緊急停止装置や車内非常通報装置の機能確認・操作などの訓練を実施しています。



電車緊急停止装置



車内非常通報装置



5 地下鉄事業

ウ 研修用教材の活用

研修所に体験型研修教材を設置し、事故及び災害時も助役、乗務員及び駅務員が冷静・的確に判断・行動し、安全を確保するための対応力向上に取り組んでいます。

(ア)地下鉄運転シミュレータ

コンピュータグラフィックス映像を活用し、通常の運転操作のほか非常時の対応等、実車で訓練が難しい現象を体験し、対応力を向上させる教材です。



運転士と運転指令室の連携訓練



非常時の車掌訓練

(イ)連動装置訓練教材

鉄道模型車両、実物と同じ信号操作卓を使用し、地下鉄の信号の仕組み、信号装置の取扱い、信号装置故障時の運転取扱いなどについて習得する教材です。



(ウ)転てつ器教材

実物を用いて、転てつ器の構造、信号故障時などの非常時における手動扱い及び鎖錠扱いを習得する教材です。



(エ)安全学習室（再掲）

過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるなど、様々な職員教育に活用しています。



5 地下鉄事業

(3) 安全のための設備等

令和7年度は、安全対策に約110億円を投資しました。
今後も引き続き、安全対策を進めていきます。

ア 可動式ホーム柵

お客さまの線路への転落や列車との接触を防止するため、東山線、名城線・名港線、鶴舞線(上小田井駅を除く)、桜通線及び上飯田線の全駅に設置しています。

名古屋鉄道が管理する上小田井駅への設置については、協議を継続します。



可動式ホーム柵（鶴舞線）

イ 駅構内カメラの増設

駅のホームやトイレ出入口など安全対策上必要な箇所へ、新たにカメラを設置します。

令和8年度は10駅のトイレ出入口付近等にカメラを設置する計画です。



駅構内カメラ

ウ 車内カメラ

車内での犯罪行為等の未然防止及び事後確認等、セキュリティの向上を図り、誰もが安心してご利用いただけるよう、令和2年度から、車内カメラを設置しています。

令和7年度は東山線9編成に車内カメラを設置しました。

令和8年度は東山線9編成、名城・名港線5編成に設置する計画です。



車内カメラ

エ 耐震対策

耐震対策として、地下鉄構造物の耐震補強工事を行いました。

令和7年度には、1駅及び3区間の工事を施工し、全ての工事が完了しました。



構造物の耐震補強

5 地下鉄事業

オ 電気設備の更新

地下鉄の電気設備(変電設備、電路設備、信号設備及び通信設備)を計画的に更新しています。

令和7年度は、一社変電所の変電設備を更新しました。

令和8年度は、前津変電所及び浄心変電所の変電設備を更新する計画です。



一社変電所

カ 車両の主要電気機器更新

車両を安全に長く使用するため、主要な電気機器を計画的に更新しています。令和7年度は、東山線、名城・名港線で合計4編成を実施しました。

令和8年度は、東山線、名城・名港線で合計8編成を実施する計画です。



主要電気機器更新

キ 浸水警報装置の整備

急激な天候変化による氾濫等により水位の上昇があった場合においても、駅出入口周辺の道路の冠水状況に応じ、止水板の立ち上げや迅速な避難誘導の準備ができるよう、警報装置を整備しています。

令和7年度は3駅を整備しました。令和8年度は5駅の整備を予定しています。



センサー

制御盤

5 地下鉄事業

5-3 鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数

令和7年度に発生した事故等のうち、国土交通省令(鉄道事故等報告規則)に基づき国へ届け出た件数は7件でした。

区 分	根拠規定	概 要	件 数
鉄道運転事故	第3条第1項	お客さまが軌道内に転落し、列車と接触した もの。(鉄道人身障害事故)	1件
輸送障害	第3条第3項	お客さまが自殺目的で軌道内に飛び込み、 列車と接触して運転見合わせが発生したも の。	3件
		お客さまが自殺目的で軌道内に飛び込み、 運転を見合わせたもの。	1件
		線路上の列車を検知するために線路を区切 っている絶縁部の不良により、進行信号が 出なくなり、列車に運休と遅延が生じたも の。	2件
電気事故	第3条第4項		0件
インシデント	第4条		0件
合 計			7件

鉄道運転事故	列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、鉄道物損事故、鉄道人身障害事故(自殺、列車に乗降する際のもの、非常制動によるもの等を除く)など
輸送障害	鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態
電気事故	感電により人の死傷を生じた事故 など
インシデント	鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態

6 輸送の安全に関する内部監査

令和7年7月14日から9月12日まで、幹部職員、本庁各課及び一部の公所を対象として内部監査を実施しました。

指摘事項、改善事項及び優良事項は次のとおりです。

【指摘事項】 なし

【改善事項】 1件

- ・ヒヤリ・ハット情報の収集・活用方法の改善(自動車施設課)



内部監査の様子

【優良事項】 7件

(1) 両事業共通

- ・代替サーバー訓練の各部への展開(総務課)
- ・「ハンガートーク」を活用した課内の情報共有(施設計画課)
- ・本庁課におけるヒヤリ・ハット活動の活性化の取組み(電気課)

(2) 高速度鉄道事業

- ・地下鉄駅の熱中症対策(駅務課)
- ・上飯田線における名鉄との合同訓練(運転指令室)

(3) 自動車運送事業

- ・路線や注意箇所をイメージしながら行う点呼(鳴尾営業所)
- ・バス車両に搭載するハザードマップを見やすいように細分化(鳴尾営業所)

7 運輸防災マネジメント

7-1 運輸防災に関する目標と重点施策

令和2年7月、国土交通省が「運輸防災マネジメント指針」を策定しました。

この指針は、自然災害の頻発化・激甚化が輸送の安全の脅威となることや、運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラであり、災害時も事業継続が必要であること等を背景としており、運輸事業者の自然災害への状況に応じた的確で柔軟な対応力の向上を図り、輸送の安全確保を図ることを目的としています。

この指針の策定を受け、名古屋市交通局においては、以下の目標・施策に取り組み、年度毎に振り返りを実施しています。

(1) 令和7年度の目標と重点施策

【令和7年度目標】

運輸防災に関する目標
自然災害発生時において利用者等の安全を確保するとともに、業務活動を維持・早期回復するため、教育・訓練等を通じて対応力の向上を図る

【令和7年度運輸防災重点施策】

実施事項
<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄構造物の耐震補強 ・浸水警報装置の整備 ・各種訓練の実施(水防訓練、防災訓練、市災害応急対策図上訓練、津波防災の日訓練、地下鉄事故復旧総合訓練)

【令和7年度の達成状況】

「自然災害発生時において利用者等の安全を確保するとともに、業務活動を維持・早期回復するため、教育・訓練等を通じて対応力の向上を図る」という目標に対し、以下の運輸防災重点施策を実施し、対応力の向上を図りました。

○地下鉄構造物の耐震補強

1駅及び3区間の工事を施工しました。(P23 をご覧ください。)

○浸水警報装置の整備

3駅について整備しました。(P24 をご覧ください。)

○各種訓練の実施

さまざまな災害を想定して訓練を実施しました。(P8,19,21 をご覧ください。)

7 運輸防災マネジメント

(2) 令和8年度の目標と重点施策

令和8年度は次の目標・施策に取り組み、引き続き自然災害への状況に応じた的確で柔軟な対応力の向上を図ります。

【令和8年度目標】

運輸防災に関する目標
自然災害発生時において、利用者等の安全を確保するとともに、業務活動を維持・早期回復するため、教育・訓練等を通じて対応力の向上を図る

【令和8年度運輸防災重点施策】

実施事項
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水警報装置の整備 ・各種訓練の実施(水防訓練、防災訓練、市災害応急対策図上訓練、津波防災の日訓練、地下鉄事故復旧総合訓練)

7-2 計画運休

○計画運休とは

名古屋市域内に甚大な被害を及ぼす危険性が高い台風が襲来する可能性がある場合において、事前に情報提供を行ったうえで、市バス・地下鉄の運行を計画的に全面休止し、市民の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制及びイベント等の休止や早期切り上げ等を促すことにより、社会の安全を確保するものです。

○お客さまへ情報提供の流れ

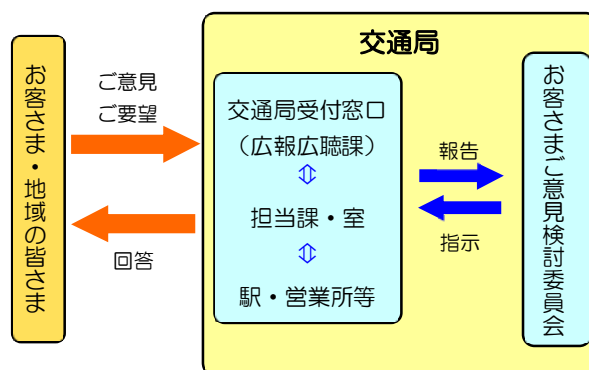
計画運休2日前	実施の可能性がある場合は、情報提供します。
計画運休1日前	実施の有無について、情報提供します。
計画運休当日	運転休止を情報提供(計画運休実施の場合)します。
運転再開当日	運転再開は、名古屋市内に災害発生の恐れがなくなった場合において、運行上の点検作業を行い、安全が確認され次第、運転再開時刻等を情報提供します。

8 お客さま・地域の皆さまとの連携

8-1 お客さまの声

お客さま・地域の皆さまからのご意見・ご要望等は、公式ウェブサイトの受付フォームをはじめ、電話、文書、面談等によりいただいております。できる限り速やかに対応するよう努めています。

さらに、交通局長をはじめ役職者で構成する「お客さまご意見検討委員会」を開催し、お客さまからいただいたご意見・ご要望を交通局の経営資源として事業運営に活用しています。



8-2 地域の皆さまとの連携

交通局では、地域の皆さまとの連携活動を重要な取り組みと位置付け、次のような活動を進めています。

ア 親子防災教室

交通局研修所において、地域の皆さまに市バス・地下鉄における防災対策、職員の教育・訓練を広く知っていただくとともに、各種防災設備を体験していただく教室を実施しています。令和7年度は85名の方にご参加いただきました。



イ こども110番の駅・営業所

地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、「こども110番の駅」・「こども110番の営業所」の取り組みを実施しています。地下鉄全駅の駅長室と、市バス全営業所にそれぞれステッカーを掲示し、助けを求めてきた子どもたちの保護や、110番通報を行うなど、子どもたちの安全確保に努めています。



ウ 出張トーク

市営交通事業のことをもっと知っていただくため、地域の団体の方々などに向けて交通局職員が交通局事業を紹介する講座を開催しています。令和7年度は6回開催し、約210名の方にご参加いただきました。

8 お客さま・地域の皆さまとの連携

エ 市営交通懇談会

市営交通事業についてのご理解とご支援をいただくとともに広く意見をお聞きし、より便利で、ご利用いただきやすい市バス・地下鉄とするため、地域住民の代表の方々から広く声をお聞きする懇談会を開催しています。

オ 市バス事故防止教室

市バスを安全にご利用していただくため、平成25年度より、各区社会福祉協議会主催の「高齢者はつつ長寿推進事業(65歳以上対象)」に参加されている方を対象に、車内事故の実態や原因、気を付けていただきたいことなどを内容とした講座を開催しています。令和7年度は各区1回(計16回)開催し、約260名の方にご参加いただきました。



8 お客さま・地域の皆さまとの連携

8-3 交通局からご利用の皆さまへのお願い

交通局ではお客さまに市バス・地下鉄を安全で安心、快適にご利用いただくために全力を尽くしてまいります。お客さまご自身のお怪我などを未然に防ぐため、次のことについてご協力をお願いします。

車内事故防止のため吊革や握り棒をご利用ください

走行中は、やむを得ず急停止することがありますので、吊革や握り棒などにつかまり、車内事故防止にご協力ください。

降車の際は扉が開いてから席をお立ち願います

バスが動いているうちは危険ですので、席を移動したりお立ちにならないようお願いいたします。また、お降りの際は、扉が開いてから席をお立ちくださるようお願いいたします。

停車中のバスの前後に注意！

停車中のバスの前後は、走行中の車から、道路横断者が見えない状況になりますので、バスの前後を横断することはおやめください。

駆け込み乗車は大変危険です

扉に挟まれるなど思わぬケガのもとになります。発車予告ホンが鳴りましたら、次の電車をお待ちいただくようお願いいたします。



エスカレーターは立ち止まってご利用ください

エスカレーターを歩いたり走ったりすると、他のお客さまとの接触や転倒、振動・衝撃による急停止などの原因となり、大変危険です。黄色い枠線内に立ち、手すりにつかまり2列に並んで立ち止まってご利用ください。※令和5年10月1日施行「エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」



いざという時のために

交通局では、地下鉄の災害発生時における予備知識を深め、非常事態にどう行動し、どこへ逃げるか等、避難の仕方をあらかじめイメージしていただき、お客さまの安全をより確実なものとするため、「地下鉄安全ガイドブック」を駅長室等で配布しています。



車いす・ベビーカーのご利用にあたって

バス車内では安全のため車いす・ベビーカーを固定させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。車いす・ベビーカーでのエスカレーターのご利用は大変危険ですので、ご遠慮ください。



乗車マナーをお守りください

全てのお客さまに快適にご利用いただくため、市バス・地下鉄車内での携帯電話での通話や飲食などはご遠慮ください。混雑時に大きなカバンやリュックサックをご使用の際は、周りのお客さまのご迷惑とならないようご協力をお願いします。また、優先席付近では混雑時は携帯電話の電源をお切りください。

ながらスマホは大変危険です

他のお客さまや列車との接触事故及び線路内への転落事故を防止するため、歩きながらの携帯電話・スマートフォンのご使用はご遠慮ください。

地下鉄で非常事態が発生したら

車内では「非常通報装置」、駅ホームでは「緊急電話」で、乗務員・駅係員へお知らせください。



緊急事態発生時における啓発ポスター

参 考 资 料

令和7年度 安全重点施策（市バス事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 発進反動事故防止のための基本動作の徹底
- ◎ 追突事故を防止するための安全確保
- ◎ 扉の確実な開閉操作・安全確認の実施
- ◎ 構造物等との事故防止策の実施
- ◎ 歩行者・自転車乗りの安全確保
- ◎ 分岐の手前での行先確認の徹底
- ◎ 信号表示確認後の呼称、発進操作
- ◎ バス停通過時の基本動作の徹底
- ◎ 作業時の相互確認

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ バス車両への安全装置の導入
- ◎ 予防整備の推進

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 内部監査の実施
- ◎ 重大事案に係る再発防止策の継続指導
- ◎ 事案発生状況を踏まえた営業所における取組状況の確認

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット等対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ フォローアップ指導の実施
- ◎ 運転日報を活用した指導の実施
- ◎ バスジャック等の発生に対処するための訓練の実施
- ◎ 運輸防災に関する各種訓練の実施

令和7年度 安全重点施策（地下鉄事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 基本動作（ルール・手順等）の徹底
- ◎ 請負業者に対する安全指導状況、保守作業等での手順・マニュアル等遵守状況の点検

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ 鶴舞線可動式ホーム柵の整備
- ◎ 鶴舞線可動式ホーム柵の整備に伴う電気設備工事
- ◎ 地下鉄構造物の耐震補強
- ◎ 車両の電気機器更新
- ◎ 変電設備の更新
- ◎ 浸水警報装置の整備

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 地下鉄事故等調査検討部会で報告した事故等の再発防止策の確認及び効果検証
- ◎ 技術部門における過去の事故・ヒューマンエラー等再発防止策の実施確認及び点検（2回/年）
- ◎ 内部監査の実施

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット等対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ 過去の事故・トラブル事象の振り返り・対策確認（2回/年）
- ◎ 鉄道テロ等の発生に対処するための訓練の実施
- ◎ 運輸防災に関する各種訓練の実施

令和8年度 安全重点施策（市バス事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 対車両の接触・衝突のうち当方過失事故防止策の実施
- ◎ 扉の確実な開閉操作・安全確認の実施
- ◎ 構造物等との事故防止策の実施
- ◎ 歩行者・自転車乗りの安全確保
- ◎ 信号表示確認後の呼称の徹底
- ◎ イエローストップの励行
- ◎ 分岐の手前での行先確認の徹底
- ◎ バス停通過時の基本動作の徹底
- ◎ 作業時の相互確認

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ バス車両への安全装置の導入
- ◎ 予防整備の推進

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 内部監査の実施
- ◎ 重大事案に係る再発防止策の継続指導
- ◎ 事案発生状況を踏まえた営業所における取組状況の確認

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット等対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ フォローアップ指導の実施
- ◎ 運転日報を活用した指導の実施
- ◎ バスジャック等の発生に対処するための訓練の実施
- ◎ 路上でのタイヤパンクに対処するための訓練の実施
- ◎ 運輸防災に関する各種訓練の実施

令和8年度 安全重点施策（地下鉄事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 基本動作（ルール・手順等）の徹底
- ◎ 請負業者に対する安全指導状況、保守作業等での手順・マニュアル等遵守状況の点検

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ 鶴舞線可動式ホーム柵の整備
- ◎ 鶴舞線可動式ホーム柵の整備に伴う電気設備工事
- ◎ 地下鉄構造物の計画的な補修
- ◎ 車両の電気機器更新
- ◎ 変電設備の更新
- ◎ 浸水警報装置の整備

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 地下鉄事故等調査検討部会で報告した事故等の再発防止策の確認及び効果検証
- ◎ 技術部門における過去の事故・ヒューマンエラー等再発防止策の実施確認及び点検（2回/年）
- ◎ 内部監査の実施

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット等対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ 過去の事故・トラブル事象の振り返り・対策確認（2回/年）
- ◎ 鉄道テロ等の発生に対処するための訓練の実施
- ◎ 運輸防災に関する各種訓練の実施

令和7年度 研修実施状況

〔両事業共通〕

	名称	対象者	内容	人数
職制等	運輸安全マネジメント管理者研修	管理職員	安全意識の向上と管理職員としての役割の理解促進	78名
	コンプライアンス研修	部長級・課長級職員	「カスタマーハラスメント防止」に関する講演及び演習	74名
	コンプライアンス研修	課長補佐級職員	「カスタマーハラスメント防止」に関する講演及び演習	183名
	コンプライアンス研修	主任・助役相当職	「カスタマーハラスメント防止」に関する講演及び演習	55名
	内部監査員養成研修	内部監査員養成対象者 (課長級・課長補佐級職員)	内部監査の理解促進及び監査技術・手法の習得	15名
	内部監査員スキルアップ研修	内部監査員指名者 (課長級・課長補佐級職員)	実践的な演習を通じた内部監査技術・手法の習得	14名
	事故、ヒヤリ・ハット情報分析実技研修	事故、ヒヤリ・ハット情報の収集、分析などの実務を担当する職員	ヒヤリ・ハット情報の活用についての講義及び「なぜなぜ分析」の実習	14名

〔市バス事業〕

	名称	対象者	内容	人数
職制	事故防止指導者研修	営業所の新任所長・副長	バスの構造上の特性や事故防止に関する効果的な指導方法の習得	8名
	新任職制バス運転実技研修	営業所の新任所長・副長	養成研修で指導している研修車での研修内容の確認	4名
助役	助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	21名
	助役2年目研修	助役2年目	非常時における対応と情報連絡体制の確認	17名
	ダイヤ実務専門研修	助役	職務上必要なダイヤ作成実務能力の向上	7名
	主任助役研修	主任助役	事故や苦情への対応・再発防止・指導方法の習得	8名
運転士	バス運転士養成研修	新規採用者	バス運転士として必要な知識及び技能の習得	47名
	バス運転士2年目研修	運転士2年目	デジタル機器で記録したデータを基に安全な運行に必要な技能・知識を再確認及び指導員によるカウンセリング	25名

〔市バス事業〕

	名称	対象者	内容	人数
運転士	バス運転士4年目研修	運転士4年目	外部研修機関の研修コースで、さまざまな走行体験により、事故防止・運転技能・安全意識の向上を目指す	16名
	バス運転士6年目研修	運転士6年目	大型車の特性の再認識と、事故事例をふまえた安全運転技術等の習得	38名
	バス運転士8年目研修	運転士8年目	デジタル機器で記録した運転技能診断を基に安全な運行に必要な技能・知識を再確認	26名
	バス運転士15年目研修	運転士15年目	運転の基本動作の再確認と、運転操作技術の向上を目指す	29名
	指導運転士研修	指導運転士に任命される運転士	指導運転士として必要な知識及び技能の習得	対象者なし
	指導運転士現場実習直前研修	指導運転士	バス運転士養成研修の現場実習での実務指導者に必要な心構えや知識の習得	34名
	指導運転士能力向上研修	指導運転士	運転の基本動作の再確認と、運転操作技術の向上を目指す	31名
	業務習得（職場内研修）	乗務員	事故事例等を取り入れた事故防止対策の研修	月1回
技術職員	新規採用者研修（技術）	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能の習得	4名
	2年目研修（技術）	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	1名
	スキルアップ研修(技術)	採用8年目	中堅職員としての役割の再認識と、業務改善の手法の習得	2名
	ミドル研修（技術）	採用13年目	熟練職員として期待される役割の再認識、業務改善手法の習得	6名
	指導職研修（技術）	指導職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	1名
	助役相当職研修（技術）	助役相当職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	対象者なし
	自動車車両技術専門研修	自動車車両関係技術職員	バス車両に関する専門技術の習得	15名
	KYT研修	自動車部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故・公務災害の未然防止手法の習得	4名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取り扱う技術職員	低圧電気の基礎知識・危険性の理解と安全な取扱方法の習得	5名
	危険体感研修	自動車部門の技術職員	作業に潜む危険の芽の模擬的な体感・体験による危険に対する意識の向上	9名

〔地下鉄事業〕

	名称	対象者	内容	人数
助役等	2年目研修	助役・運転士・車掌・ 駅務員各職2年目	業務知識の再確認と運転シミュレータ を使用した非常時対応訓練	83名
助役	電車助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	10名
	キャリアアップ研修	助役5年目	運転事故防止教育、異常時訓練など、 中堅監督者として必要な知識及び技 能の習得	9名
乗務員	電車車掌養成研修	車掌選考試験合格者	車掌として必要な知識及び技能の習 得	25名
	電車運転士養成研修	運転業務選考試験合格者	運転士として必要な知識及び技能の 習得	25名
	スキルアップ研修	電車運転士5年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の 取扱い等の習得	3名
	ミドル研修	電車運転士10年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の 取扱い等の習得	25名
	指導操縦者研修	指導操縦者に 任命された運転士	指導操縦者として必要な知識及び技 能の習得	43名
	指導運転士研修	指導運転士に 任命された運転士	指導運転士として必要な知識及び技 能の習得	1名
駅務員	駅務員養成研修	新規採用者	駅務員として必要な知識及び技能の 習得	49名
		バス配転者		10名
	指導駅務員研修	指導駅務員に 任命された駅務員	指導駅務員として必要な知識及び技 能の習得	6名
	15年目研修	駅務員15年目	異状時の対応訓練を行い、安全意識 の向上を目指す	9名
	駅業務委託に係る受託職員の 事前研修(営業主任)	駅業務委託に係る受託 職員	駅助役として必要な知識及び技能の 習得	23名
	駅業務委託に係る受託職員の 事前研修(営業係員)	駅業務委託に係る受託 職員	駅務員として必要な知識及び技能の 習得	16名
技術職員	新規採用者研修(技術)	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基 礎知識・技能の習得	37名
	2年目研修(技術)	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・基 礎知識の再確認と業務改善手法の習 得	9名
	スキルアップ研修(技術)	採用8年目	中堅職員としての役割の再認識と、 業務改善の手法の習得	9名
	ミドル研修(技術)	採用13年目	熟練職員として期待される役割の再 認識、業務改善手法の習得	17名

〔地下鉄事業〕

	名称	対象者	内容	人数
技術職員	指導職研修（技術）	指導職に 任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	26名
	助役相当職研修（技術）	助役相当職に 任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	6名
	工務技術専門研修	軌道関係技術職員	軌道・鉄道構造物に関する技術及び安全に対する知識の習得	41名
	営繕技術専門研修	建築・設備関係 技術職員	設備機器の工事及び維持管理に必要な知識の習得	52名
	電車車両技術専門研修	電車車両関係技術職員	電車車両に関する基本的な知識・原理及び機能の再確認、関連法規、施設等に関する知識の習得	47名
	電気技術専門研修	電気関係技術職員	電気設備の工事及び維持管理に必要な知識の習得	50名
	認定鉄道事業者制度に関する 業務研修	地下鉄部門の技術職員	制度の理解、設計実務、竣工確認について必要な知識・技能の習得及び維持向上	151名
	KYT研修	地下鉄部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故や公務災害の未然防止を図る手法の習得	36名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を 取り扱う技術職員	低圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	39名
	高圧・特別高圧電気取扱者 特別教育	高圧・特別高圧電気を 取り扱う技術職員	高圧・特別高圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	39名
危険体感研修	地下鉄部門の技術職員	作業に潜む危険の芽の模擬的な体感・体験による危険に対する意識の向上	46名	

安全報告書についてご意見をお寄せください。

TEL : (052) 972-3948 | FAX : (052) 972-3847

(安全監理部 安全監理課)

安全報告書は、名古屋市交通局ウェブサイトで公表しています。

<https://www.kotsu.city.nagoya.jp/rp/about/TRP0000727.htm>

編集発行 名古屋市交通局 安全監理部 安全監理課